

○金融庁告示第三十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定め、平成三十一年四月二十九日から適用する。

平成三十一年四月二十六日

金融庁長官 遠藤 俊英

アメリカ合衆国の千九百三十四年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第六条の規定により
米国証券取引委員会（U. S. Securities and Exchange Commission）に登録されている外国の金融商品取引所
（金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号口に規定する外国の金融商品取引所をいう。）のうち次に
掲げるものの開設する外国金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第
三号口に規定する外国金融商品市場をいう。）

一 ニューヨークストックエクスチェンジ

二 ナスダック